沖縄県建設産業ビジョン推進事業委託業務企画提案応募要領

1　趣旨

沖縄県では、平成 30 年３月、建設産業の活性化に向けた取り組みを推進するため、「沖縄県建設産業ビジョン 2018」（以下、「ビジョン 2018」という。）を策定し、平成 30 年度から令和４年度までの５年間を前期、令和５年度から令和９年度までを後期と位置づけ、関係団体等と連携して各種施策（アクションプログラム）に取り組んでいるところである。

本業務では、県内建設産業の現状及び課題の情報収集並びにアクションプログラムについて検証を行い、実効性の確保を目指すとともに、次期ビジョン策定に向けた検討を行う。

また、建設産業の将来の担い手の確保に向け、建設産業の魅力を広く一般に向けて情報発信する取り組みを行うことを目的とするものである。

そのため、本業務を効率的・効果的に実施するための企画提案を募集し、その選定結果により委託事業者を決定する。

2　委託業務の内容

別添「沖縄県建設産業ビジョン推進事業委託業務仕様書」のとおり。

3　業務委託の期間

契約締結日から令和９年３月 31 日までとする。

4　応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項（注）の規定に該当しない者であること。

(注)：地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を参加させることができない。

⑵　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てをした者にあっては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手　続き開始の申し立てをした者にあっては再生計画に認可がなされていない者ではないこと。（再認定を受けた者を除く。）

⑶　宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体等でないこと。

⑷　本業務を行う意思及び具体的計画を有し、本業務を的確に実施できる能力を有すること。

⑸　過去５カ年間に国（独立行政法人、公社及び公団含む。）又は地方公共団体の政策等に関する検証等を実施した実績があること。

⑹　沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

⑺　応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

①　共同企業体を代表する事業者（以下、代表事業者という。）が応募を行うこと。

②　代表事業者は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

③　共同企業体を構成する事業者（以下、構成員という。）すべてが応募資格⑴、⑵、⑶、⑷の

応募要件を満たしていること。

④　共同企業体を構成する事業者全体として、応募資格⑸の要件を満たす者であること。

⑤　すべての構成員が、他の共同企業体の構成員または単体企業として当該事業に重複応募する者でないこと。

⑥　代表事業者は、事業目的の達成のため、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行い、事業の推進及び成果の達成を図ることができるものであること。

5　応募の手続き

⑴　質問事項受付期間：令和８年７月１日（水）12 時

質問がある場合はメール又はＦＡＸにて別紙２「質問書」を提出すること。なお、送信後は受信確認を行うこと。

※　質問のあった事項については、質問者へのメール又はＦＡＸにて回答する。また、質問回答についてはホームページにも掲載する。

⑵　企画提案参加申込み

企画提案参加申込受付期間：公告の日から令和８年７月８日（水）17 時

※　メール又はＦＡＸにて別紙１「企画提案参加申込書」を提出すること。なお、送信後は受信確認を行うこと。

⑶　企画提案書等の提出

①　提出書類

「企画提案参加申込書」を提出した者は、下記の提出物を作成し提出すること。

ア　応募申請書【様式１】（押印不要）

イ　企画提案書 様式任意（**「６　企画提案書の仕様」**参照）

ウ　経費見積書 様式任意（**「８　見積に関する要件」**参照）

エ　会社概要表【様式２】（組織図も添付）

オ　執行体制図【様式３】

カ　事業実績書【様式４】

キ　申請受理票【様式５】

ク　添付書類

a　登記事項全部証明書の原本（共同企業体の場合、構成員全員分）

ｂ 財務諸表の写し（共同企業体の場合、構成員全員分）

ｃ　共同企業体協定書（共同企業体の場合のみ　様式任意）

※　協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の役割、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等

②　提出部数：前項ア～カ　正１部、副７部（コピー可）※副７部は、１ 部ずつフラットファイルにつづること。

前項キ、ク　各１部

③　提出期限：令和８年７月 14 日（火）17 時必着

④　提出場所：沖縄県土木建築部技術・建設業課建設業指導契約班（沖縄県庁 11Ｆ）

⑤　提出方法：持参又は郵送（簡易書留）　※郵送の場合は提出期限必着とする。

6　企画提案書の仕様

⑴　企画提案書の形式（Ａ４判）

①　Ａ４判縦置き・横書き（色摺り可）を基本とし、必要に応じＡ４判横置き・縦書きを可とする。なお、記載にあたっては、理解を容易にするために、イラスト・イメージ図等を使用してもよい。

②　表紙・目次を除いて通し番号を付すこと。

⑵　企画提案書の内容

別添「沖縄県建設産業ビジョン推進事業委託業務仕様書」を参照し、具体的な実施内容等を企画提案すること。

7　企画提案の審査・選定等

⑴　第一次審査（書類審査）

技術・建設業課において、第一次審査（書類審査）を行い、上位３社程度（一次審査の状況等により増減することがある）を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査（プレゼンテーション）実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみ通知する。なお、通知は電子メール等で行い、追って書面で通知することとする。

結果通知：令和８年７月 16 日（木）予定

⑵　第二次審査（プレゼンテーション審査予定）

第二次審査（プレゼンテーション審査）は、第一次審査選定業者の提案書の内容や経費等について、選定委員会において審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。その後、選定委員会からの意見に基づき、技術・建設業課において、最も優れた提案者を決定し、対象者へ結果を電子メール及び文書で通知する。なお、第二次審査での追加資料の提出は認めない。

予定日：令和８年７月 21 日（火）

⑶　第二次審査の審査基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア　提案内容

業務目的の理解度や提案内容、実施計画が的確であるか

イ　実施方法

調査、分析方法が妥当であるか、また検討委員会の運営方法が的確であるか

ウ　費用の積算

事業を実施するにあたり、各項目の費用が妥当な額となっているか

エ　事業実施体制

事業を実施するにあたり、適切な人員配置がなされているか、また過去の受注実績等必要な業務遂行能力を有しているか

⑷　選定結果通知：令和８年７月下旬予定

審査結果は、電子メール等で通知し、追って書面で通知することとする。

⑸　留意事項

①　選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。また、採否についての異議申し立て等は受け付けない。

②　選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、または県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。

③　一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

8　見積に関する要件

⑴　今回の企画提案については、10,902.000 円以下の範囲内（消費税込み）で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

⑵ 管理費は、（事業費－再委託費）×10%以内で見積もること。

9　契約保証金について

契約締結の際には、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付が必要となる。なお、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（注）に該当すると認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（注）：沖縄県財務規則(昭和 47 年 5 月 15 日規則第 12 号)

第101条　地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2　前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

⑴　契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

⑵　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

⑶　契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。※以下省略

10　その他

⑴　以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
④ 募集要項に違反すると認められる場合
⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
⑥ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
⑦ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

⑵　書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

⑶　企画提案書や関連する事項について、提出後ヒアリングを行うことがある。

⑷　提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。

⑸　企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、参加者の負担とする。

⑹　提出された企画提案書等については返却しない。

⑺　委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

⑻　委託先の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

⑼　検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県土木建築部技術・建設業課と受託者とで別途協議する。

11　問い合わせ先

〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号 沖縄県庁 11 階
沖縄県土木建築部　技術・建設業課　建設業指導契約班　担当：伊波
ＴＥＬ 098-866-2374　FAX 098-866-2506
E-mail：aa060119@pref.okinawa.lg.jp

※　メールで問い合わせを行う場合は、件名に「建設産業ビジョン推進事業に関する件」と記載してください。